

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、平成 28 年 8 月 22 日、平成 28 年度一般会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり専決したので、同法第 3 項の規定により承認を求める。

平成 28 年 9 月 14 日提出
木古内町長 大森 伊佐緒

平成28年度木古内町一般会計補正予算（第3号）

平成28年度木古内町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 285千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,581,541千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年 8月22日 専決
木古内町長 大森伊佐緒

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
17 繰入金	金	330,119	285	330,404
	1 基金繰入金	316,515	285	316,800
	歳入合計	4,581,256	285	4,581,541

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		236,519	285	236,804
	3 中学校費	38,925	285	39,210
歳出	合計	4,581,256	285	4,581,541